

町村建設計画に基づいて実施する事業に5年間で7億円が交付されます。

★主要地方道湯原奥津線、主要地方道鏡野久世線、県道久世中和線、富地区内道路の整備状況及び平成17年度予算はどうなっているのか。

湯原奥津線は平成22年度完成予定で、本年度事業費は1億5,000万円。鏡野久世線は平成22年度完成予定で、本年度は約5,000万円の公社債務で用地買収を行う予定。久世中和線は平成21年度完成予定で、本年度事業費は1億1,000万円で実施予定となっています。

富地区の町道は48路線、延長23.8kmであり、改良済み延長が14.5kmで改良率は61.1%です。

★台風23号に係る森林災害復旧事業で公有林、民有林の対



策はどうなっているのか。

公有林は、林災害復旧事業、指定被害地造林等で復旧に努めてまいります。民有林復旧は山の所有者が決定されるものであり、個人負担5%、残り95%を国県町が財政支援を行う激甚災害等の事業もあるので、ご相談等、森林組合を通じて行っていきたくと考えております。

★携帯電話の不感知地区の解消に向け、どのような取り組みをしているのか。

携帯電話の使用は災害時の通信手段等として必要であると認識しております。事業採択にあたっては、企業の進出承諾が必要であり、関係当局と調整しているところです。

★地域審議会設置の計画はどうなっているのか。

旧4町村の区域ごとに地域審議会を設置することにしており、平成17年度予算が確定した段階で審議会の委嘱を行い7月中に委員会を開催し、意見を伺ってまいりたいと考えております。

★今後の行財政運営の進め方はどうするのか。

抜本的かつ総合的な見直しが必要と考えており、適時適切な財政運営、機構改革に取り組みたいと考えております。★若者定住について具体的な定住化策はあるのか。

新たな産業の育成や、企業誘致、住宅環境の整備等に取り組んでいきたいと考えております。

★町道等の除雪体制をどう考えているのか。

本年度より国道・県道の除雪依頼を県より受けており、生活の足となる道を確保するため、民間委託、除雪機械の貸与等、早急に除雪体制の確立と除雪計画の策定を行いたいと考えております。

★声なき声を反映させる町政の実現に向けどのように対処するのか。

いろいろな会合に出席し、皆さんからいただいた声を町づくりに生かす、住民の方々と協働して個性的な町づくりを行いたいと考えております。

★まちづくり基本条例を制定する考えはないか。

個性ある町づくりを目指し、他に先駆けて町が取り組む先行する行政を行いたいと考えております。

★町出資の公社・第3セクターを今後どのように位置づけるのか。

町出資の10法人は、地域活性化に大きな役割を果たしており、財政改革の命題のもと、業務内容を精査し、部門統廃合等を含めた改革が必要になると考えております。★本年は第2次世界大戦終結

60年の節目だが、日本国憲法をどう認識しているのか。

第9条遵守はもちろんのこと、基本的な人権が尊重され、国民の福祉増進、自由で活力があり公正な社会を目指し、国際社会の平和、反映、安全の実現に向けた21世紀にふさわしい憲法であってほしいと考えております。

★合併は、行政水準の維持向上を目的としているが、合併による負担増やサービスの低下はないか。

負担増やサービスの低下のないよう、機構改革を含め、行政水準の維持向上に努めたいと考えております。

★今後指定管理者制度で指定を予定している施設はあるのか。

公の190施設のうち、温泉施設等12施設はすでに指定しており、112施設は関係機関・地元自治会等と協議中、残り66施設は直営で、管理運営について指定管理者制度の効果が得られるよう調整しているところです。

★子育て支援制度として、乳幼児医療費の現在小学校就学前までの制度を拡充できないのか。

財政状況が厳しい中であり、難しいと考えております。★台風23号の風倒木被害に係り、林家へ復旧意思の調査を

行ったのか。

森林災害復旧事業に取り組むにあたっては、再三にわたる被害報告、復旧申請を呼びかけており、今後も補助事業等による復旧を呼びかけて行きたいと考えております。

★台風23号に係る新町の復旧計画、国・県の補助制度を十分に林家に知らせているのか。

補助制度の周知についてはチラシ・リーフレットの配布等行ってきたところであり、今後も森林組合と相談しながら対応していきたいと考えております。

★被害を受けた山に機械で作業を行えば、作業道のようになるが、補助制度はあるのか。

作業道は、森林災害復旧事業及び指定被害地造林事業の中で計画が認められており、また町の作業道補助制度もあります。森林災害補助事業の事業主体は森林組合のみとなっております。

★台風23号に係る二次災害危険箇所を調べ、そういう場所個人が経営放棄した場所があるのか。

経営放棄の山林では、所有者の同意なしには復旧できませんが、森林組合等を通じて所有者へ呼びかけ、林家や関係機関と協議を行いながら復旧に努めたいと考えております。